

# 自治会回覧

平成29年11月 自治会長

## 悪徳商法"押し買い"にご注意を！！

2丁目の住民の方より、「押し買い」注意の情報を得ましたので、改めて住民の皆さんに被害を受ける方が出ないように注意喚起をしたいと思います。

- 「押し買い」とは 最近被害が多数発生している悪徳商法で、自宅を訪問して上がり込み、売るつもりのない高額品を勝手に安い値段をつけて「買った」という既成事実をつくり、持ち去ってしまう。

- 狙われやすいターゲット ターゲットは高齢者が多く、認知症に付け込んだりもする。

- 狙われやすい品物
  - ・ブランド品のバッグや財布
  - ・指輪、装飾品などの貴金属
  - ・着物
  - ・毛皮
  - ・骨とう品
  - ・自動車
  - ・バイク 等

- 法対応 押し買いの相談が国民生活センターに多く寄せられるようになったのが2012年で、それまで押し買いについての法規制がなかったが、2012年の「特定商取引法」改定に伴い、契約から8日以内に解約できるクーリング・オフ制度が押し買いにも適用されるようになった。

\* 万が一転売された時も取り戻せる制度になっている。

\* 「飛び込み勧誘禁止」「書面交付義務」も盛り込み。

※要注意！；・自動車（2輪を除く）、家具、家電、CD類、有価証券は、クーリング・オフの対象外

・自分から売りたいと呼んだ場合、自分で「この価格で」と持ちかけた場合はクーリング・オフの対象外

**従って、何よりも被害にあわないようにすることが肝心である。**

- 様々な手口
  - ・自宅を突然訪ね、「不要な貴金属はありませんか」というので断ると、「手にあるじゃないか」と凄み指輪を無理やり安価で買い取っていく。
  - ・電話で「不要な着物はありませんか」という・丁度あったので来てもらうと、ついでに貴金属もみてやる」と強引に指輪などを出させ、10万円以上で買ったものをスズメの涙ほどの金額を一方向的に告げ、無理やり買い取っていった。

**※危険！！ 電話勧誘の「何でも買い取る」は、勧誘トーク**

### <押し買い被害に合わないための対策>

1. 家に上げない。電話の場合は勧誘に乗らない。家に呼ばない。
2. 一人で対応しない。複数人で対応する。
3. 業者許可証の提示を要請する。
  - \* 古物商許可証、行商従事者証の形態は義務となっている。
4. もし、契約することになっても、買取の条件などの書面の交付を受ける。
5. 脅迫に近い強引な勧誘なら、警察に通報する。